

運輸局からの行政処分に関するお詫びとお知らせ

弊社株式会社サンシャインエクスプレスは、近畿運輸局より以下の処分を受けました。
今回の件を厳粛に受け止め、全社を挙げて再発防止に取り組んでまいります。

1. 処分の内容

使用を停止する輸送施設及び期間

- ・事業用自動車 3台
- ・停止期間 30日

文書警告

2. 指摘事項及び違反事項

新型コロナウイルス陽性反応が出たとの申し出があったにも関わらず、乗務させたこと。

輸送の安全及び乗客の利便を確保するための遵守事項違反（旅客自動車運輸規則第21上第5項）

- (1) 安全な運転が出来ないおそれのある乗務員を事業用自動車に乗務させていた
- (2) 運行管理者に対して業務の適格な実行及び運行管理規定の遵守について適切な指導監督をしていなかった。
(運輸規則第48条の3)

3. 当該処分に基づく再発防止

- (1) ・点呼を始めとした運行管理において不適切な判断をしない為、社内教育を徹底いたしました。
 - ・体調不良等で勤務できない乗務員が出た場合、安全を優先し運休する体制にしました。
 - ・日々の報告連絡体制を簡易・グループ化し円滑な連絡体制を確立しました。
- (2) ・運行管理者に対して適切な運行指示や指導、労務管理などが行われているか監督する体制を確立しました。
 - ・新たに補助運行管理者を増員し、勤務体制も見直しました。
 - ・安定した運行の為、乗務員の確保に努めます。

4. 処分を受けた日

令和4年11月21日

5. 経緯

令和4年8月初め、咳をする乗務員がいた為、その咳をしている乗務員（ドライバー）と同乗していた乗務員を4年8月5日～6日にかけてPCR検査を行いました。

咳をしている乗務員は陰性との連絡があり、自覚症状がない本件の乗務員が陽性でございました。

8月8日朝に陽性の乗務員から運行管理者へ連絡が入り、運行管理者が他乗務員の手配を試みましたが叶わず、社内の誰にも相談しないまま当該乗務員での運行を決定してしまいました。

運行管理者の判断の根拠としましては「本人に症状がないこと」「遮光カーテンでお客様と乗務員との間が遮断されていること」、「交代休憩中はトランク横の小部屋で隔離されること」でございました。

また、当該乗務員は関西在住で、8月8日勤務は東京発関西行きのバスでございますので、

当該乗務員をとにかく「関西に戻さないといけない」と思い込んでいたとのことです。

本件に関しまして、お客様のお命をお預かりする路線バス事業者としてあってはならないことと認識しております。

また、運行管理者個人の責任でなく、会社全体の体制の問題であると重く受け止めております。

今後「当該処分に基づく再発防止」の通り、任せきりの業務をなくし、どんな些細なことであっても社員が相談しやすい環境を構築し、安全をすべてにおいて優先させる体制にする所存です。